

2014年6月2日

お客様各位

中央労働金庫

住宅金融支援機構融資の受付停止等の措置について

この度、当金庫は、住宅金融支援機構との業務委託契約に違反したことにより、下記16店舗につき住宅金融支援機構融資の受付停止等の措置を受けました。

かかる事態により会員・お客様ならびに関係者の皆様方にご迷惑をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、今般の事態を真摯に受け止め、内部管理態勢の強化に努め、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 住宅金融支援機構業務に係る措置の対象店舗(16店舗)

勝田南支店、常陸太田支店、太田支店、富岡支店、沼田支店、大泉支店、野田支店、大手町支店、新宿支店、渋谷支店、八王子支店、中原支店、平塚支店、戸塚支店、厚木支店、愛川支店

2. 措置の内容および期間

(1) 新規融資(災害復興住宅融資、災害復興宅地融資及び財形災害復興住宅融資を除く)の受付停止

6月16日(月)～9月15日(月)

(2) フラット35の受付停止

6月7日(土)～7月15日(火)

※現在中央労働金庫にフラット35のご相談中、もしくはこれからご相談をお考えのお客様につきましては営業店にお問い合わせ下さい。

なお、既に仮承認の通知を受けられているお客様もしくはご返済中のお客様につきましては今般の受付停止措置等に係る影響はございません。

以上